

愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護保険事業者が介護ロボットを導入するために要する経費に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護現場への介護ロボットの導入による介護業務の効率化を図るとともに、介護従事者の負担軽減を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 この補助金の対象者は、愛知県内で介護保険法上の指定又は許可を受けた事業所で介護ロボットを新たに導入する者(以下「補助事業者」という。)とする。

(補助要件)

第4条 介護ロボットとは、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすロボットをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のア又はイのいずれかを満たすロボットであること。

ア センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う機器であること。

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」又は「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット

(3) 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース等できる状態にあること。

2 この補助金を受けるにあたって補助事業者は別紙1により介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、導入後3年間で達成すべき目標、導入すべき機器及び期待される効果等を記載した介護ロボット導入計画を作成しなければならない。

3 補助事業者は、この補助金を申請する年度の3月31日までに介護ロボットの納品を完了させなければならない。

(交付の対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、介護ロボットの購入、リース等に係る経費とし、設置工事費、保険料、メンテナンス費用等は含まないものとする。

- 2 機器の導入の方法がリース等による場合は、3年以上のリース等契約を締結するものとし、この場合において対象となる経費は、初期費用と申請する年度分のリース料の総額とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。

- 1 介護ロボット1台につき、第5条に定める対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。ただし、対象となる介護ロボット毎に算出した結果に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 1回あたりの補助の対象となる介護ロボットの台数は、施設・居住系サービスは利用定員数を10で除した数、在宅系サービスは利用定員を20で除した数とし、端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- 3 第4条に定める介護ロボット導入計画一計画につき、一回の補助とする。
- 4 寄付金その他収入金があるときは、交付の額の算定にあたり、対象経費から当該寄付金その他収入金の額を控除する。

(申請手続)

第7条 補助事業者は、別に指示する期日までに、様式第1号を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる事項を条件とする。

- 1 補助事業者は、介護ロボット導入計画の変更、補助対象事業を変更しようとする場合には、あらかじめ様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない細部の変更は除く。
- 2 補助事業者は、補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、購入により導入した介護ロボットを3年を経過せずして処分した場合、又は介護ロボットをリース等により導入した場合で、その契約を3年を経ずして解除した場合は、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リースにより導入した介護ロボットを購入するために、当該介護ロボットのリース等に係る契約を解除した場合は、この限りではない。
- 5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 6 補助事業者は、補助事業に係る関係書類については、他の事業と明確に区分し、当該事業に係る収入及び支出を明らかにし、補助金の額の確定の日（補助事業を中止又は廃止した場合は、その承認を受けた日）の年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 7 補助事業者は、介護ロボットの導入効果について、介護ロボット導入日から起算して3年を経過する日まで、毎年4月末までに様式第3号により知事に報告するとともに、他の事業所への周知に努めなければならない。
- 8 補助事業者は、この補助金と対象経費を重複して、他の予算制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。

（導入効果報告書の公表）

第9条 知事は、補助事業者から前条第7項の報告があったときは、別紙4を公表するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び動産並びにそれらの従物について、その価格が1台につき30万円以上のときは、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和20年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄（以下「処分」という）してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることができる。また、処分により収入があったときは、その一部又は全部を県に納付させることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第4号による報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業者からの実績報告書を受け、知事が補助額を確定した後、補助事業者からの適法な請求書の受領後に交付する。

（報告及び検査等）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。

- 2 補助事業者は、前項の検査等に積極的に協力するものとする。

（その他）

第14条 特別の事情により第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条に定める算定方式、手続等によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日
番 号

愛知県知事 殿

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成 年度愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金交付申請書

上記事業の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 今回交付申請額 金 円
- 2 介護ロボット導入予定時期 年 月 日
- 3 導入事業所
 - (1) 事業所名
 - (2) 介護保険事業所番号
 - (3) サービス種別
 - (4) 定員
- 4 補助金所要額調書 別紙様式1-1
- 5 介護ロボット導入計画書 別紙1
- 6 添付書類
 - (1) 導入するロボットのカタログ等
 - (2) 導入するロボットの見積書の写し
 - (3) 愛知県受取人届出書
 - (4) 同意書 別紙2

様式第2号

番 号
平成 年 月 日

愛知県知事 殿

住所
法人名
代表者職氏名 印

変更
平成 年度愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金事業 中止 承認申請書
廃止

年 月 日付けで交付決定があった上記事業の補助金について、下記に
より、
事業に要する経費を変更したいので
事業の内容を変更したいので
事業を中止したいので
事業を廃止したいので
、申請します。

記

1 変更する事業の内容

2 変更の理由

3 導入事業所

- (1) 事業所名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) サービス種別

4 添付書類

- (1) 介護ロボット導入変更計画書 別紙3
- (2) 補助金所要額変更調書 別紙様式1-2

(注) 事業を中止又は廃止しようとする場合は、4 添付書類は要しない。

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

愛知県知事 殿

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成 年度愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金導入効果報告書

年 月 日付けで交付決定があった上記事業の補助金について、別紙4
及び別紙5のとおり導入効果報告書を提出します。

記

〈導入事業所〉

- 1 事業所名
- 2 介護保険事業所番号
- 3 サービス種別

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

愛知県知事 殿

住所
法人名
代表者職氏名 印

平成 年度愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定があった上記事業の補助金について、導入が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

- 1 今回交付申請額 金 円
- 2 介護ロボット導入時期 年 月 日
- 3 導入事業所
 - (1) 事業所名
 - (2) 介護保険事業所番号
 - (3) サービス種別
 - (4) 定員
- 4 補助金精算額調書 別紙様式1-3
- 5 添付書類
 - (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
 - (2) 補助対象事業に係る請求書、納品書の写し
 - (3) 導入したロボットの写真
 - (4) 交付決定通知書の写し

(注) ロボットを購入により導入する場合で、契約書等の締結をしていない場合は、5(1)の添付を要しない

(別紙様式 1 - 1)

補助金所要額調書

事業所名 _____

介護ロボット名	事業費			寄付金その他の 収入見込額 (D) 円	差引事業費 (C) - (D) = (E) 円	基準額 (F) 円	選定額 (G) 円	補助金所要 額 (G) * 1/2 = (H) 円
	単価 (A) 円	数量 (B) 台	数量 (A) * (B) = (C) 円					
合計								

- (注)
1. 行が足りない場合は、行を追加すること。
 2. 介護ロボットの欄には、導入するロボット名を記載すること。
 3. C欄には、A欄にB欄を乗じた額を記入すること。
 4. F欄には、600,000にB欄を乗じた額を記入すること。
 5. G欄には、E欄とF欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 6. H欄には、Gに2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を記入すること。

(別紙様式1-2)

補助金所要額変更調書

事業所名 _____

介護ロボット名	事業費			寄付金その他の 収入見込額 (D) 円	差引事業費 (C)-(D)=(E) 円	基準額 (F) 円	選定額 (G) 円	補助金所要 額 (G)*1/2=(H) 円
	単価(A) 円	数量(B) 台	数量(A)*(B)=(C) 円					
合計								

- (注)
1. 変更した箇所に下線を引くこと。
 2. 行が足りない場合は、行を追加すること。
 3. 介護ロボットの欄には、導入するロボット名を記載すること。
 4. C欄には、A欄にB欄を乗じた額を記入すること。
 5. F欄には、600,000にB欄を乗じた額を記入すること。
 6. G欄には、E欄とF欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 7. H欄には、Gに2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を記入すること。

(別紙様式 1 - 3)

補助金精算額調書

事業所名 _____

介護ロボット名	事業費			寄付金その他の 収入見込額 (D) 円	差引事業費 (C) - (D) = (E) 円	基準額 (F) 円	選定額 (G) 円	補助金所要 額 (G) * 1/2 = (H) 円
	単価 (A) 円	数量 (B) 台	数量 (A) * (B) = (C) 円					
合計								

- (注)
1. 行が足りない場合は、行を追加すること。
 2. 介護ロボットの欄には、導入する介護ロボット毎にロボット名を記載すること。
 3. C欄には、A欄にB欄を乗じた額を記入すること。
 4. F欄には、600,000にB欄を乗じた額を記入すること。
 5. G欄には、E欄とF欄とを比較して少ない方の額を記入すること。
 6. H欄には、Gに2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を記入すること。

別紙2

平成 年 月 日

同意書

平成 年度愛知県介護ロボット導入支援事業費補助金交付申請にあたり、貴職に提出する介護ロボット導入計画及び介護ロボット導入効果報告書（その1）を貴職が公表することに同意します。

愛知県知事 殿

住所

法人名

代表者職氏名

印

介護ロボット導入変更計画書

法人名 ()

事業所名 ()

サービス種別 ()

介護ロボットの種別		介護ロボットの製品名	
導入時期 (予定)	導入台(セット)数	購入日 (予定)	リースの契約期間 (予定)
年 月 日		年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
【事業概要及び導入スケジュール】			
【倫理面への配慮】			
【介護ロボット導入により達成すべき目標】 (3年間目処)			
【介護ロボット導入により期待される効果等】			

(注) 変更した箇所に下線を引くこと。
 変更に係る介護ロボット毎に作成すること。

介護ロボット導入効果報告書(その1)

法人名 ()

事業所名 ()

サービス種別 ()

介護ロボットの種別		介護ロボットの製品名	
導入時期	導入台(セット)数	購入日	リースの契約期間
年 月 日		年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
【介護ロボットの使用状況】			
【介護ロボットの導入効果】			

(注) 介護ロボット毎に作成すること。

